

個別入札公告例(電子入札方式・総合評価落札方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇

入札に付する委託業務の概要に関する事項		
事業年度・業務番号	〇〇第〇号	
業務名称	〇〇〇〇業務	
業務場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内	
業務概要	延長〇〇メートル 幅員〇〇メートル	
業務期間	〇〇日間(〇〇年 月 日まで)	
予定価格	〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)	
予定価格(税抜き)	〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く。)	
予定価格	事後公表	
予定価格(税抜き)	事後公表	
調査基準価格	設定有り・事後公表	
業務形態	単体企業	
業務形態	単体企業又は事業協同組合等	
本業務は、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象業務である。		【注1】 (A)
本業務は、低入札価格調査制度の対象業務である。		【注1】 (B)
支払条件	前払金	有・無 有(ただし、1件の契約金額が100万円以上となる場合に 限る。)
	部分払	有・無
各会計年度における委託金の支払限度額	【〇〇年度 委託金の約〇〇%の金額】 【〇〇年度 委託金の約〇〇%の金額】	

入札に参加する者に必要な資格に関する事項		
【認定条件(建コンB2)(建コンC)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	〇・〇年度入札参加資格審査により〇〇部門の認定を受けていること。	【注4】 (エ)(オ)
【認定条件(総合B)(総合C1)(総合C2)】 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	〇・〇年度入札参加資格審査により建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の〇〇部門の認定を受けていること。	【注4】 (キ)(ク)(ケ)
【登録条件(建コンB2)(建コンC)】 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により□□部門の登録を受けている者であること。		【注4】 (エ)(オ)
【所属条件(建コンB2)】 和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。	【注5】 (A)
【所属条件(建コンB2特)】 和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)、技術管理者(△△部門)、シビルコンサルティングマネージャ(△△を専門技術部門とする者)のいずれかが所属している者であること。	【注5】 (B)

【所属条件(建コンB2)】 和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	【注5】 (A)
【所属条件(建コンB2特)】 和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)が〇名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により△△部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	【注5】 (B)
【所属条件(建コンC)】 技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が3名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。		【注6】 (A)
【所属条件(建コンC特)】 技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が3名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)が〇名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により△△部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。		【注6】 (B)
【所属条件(総合B)】 一級建築士が2名以上所属している者であること。		【注4】 (キ)
【所属条件(総合C1)】 一級建築士が2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上所属している者であること。		【注4】 (ク)
【所属条件(総合C2)】 一級建築士が20名以上所属している者であること。又は、事業協同組合等で一級建築士を50名以上有する者であること。		【注4】 (ケ)
【地域要件(総合B)】 和歌山県内に住所又は本店を有する者であること。		【注4】 (キ)
【地域要件(建コンB2)(建コンC)】 和歌山県内に住所、本店又は和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準(平成20年5月12日施行)に基づく認定を受けた支店若しくは営業所等を有する者であること。		【注4】 (エ)(オ)
【(総合B)(総合C1)(総合C2)】 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条に基づく建築士事務所の閉鎖期間中でない者であること。		【注4】 (キ)(ク)(ケ)
【実績条件(建コンB2)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同一部門の実績を有する者であること。同一部門とは、□□部門とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。		【注4】 (エ)
【実績条件(総合B)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。		【注4】 (キ)
【実績条件(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同種業務の実績を有する者であること。同種業務とは、〇〇〇〇とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する高度技術業務認定審査部会で同種業務の実績を有する者と同等の能力を認定された者は実績を有することを必要としない。		【注4】 (オ)(ク)(ケ)

高度技術業務認定審査部会に関する事項

【(建コンC)】 次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合は高度技術業務認定審査部会に申請することができる。 ・市町村、民間発注業務で同種業務の実績を有している者 ・所属する技術士に国、都道府県、政令指定都市又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務で同種業務の実績を有している者	【注4】 (オ)
---	-------------

【(総合C1)(総合C2)】 次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合は高度技術業務認定審査部に申請することができる。 ・市町村、民間発注業務で同種業務の実績を有している者 ・所属する一級建築士に国、都道府県、政令指定都市又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務で同種業務の実績を有している者	【注4】 (ク)(ケ)	
【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 申請は同種業務実績同等能力認定申請書を持参することにより行うものとする。	【注4】 (オ)(ク)(ケ)	
【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 同種業務実績同等能力認定申請書は技術提案作成要領に添付している別紙申請様式1及び2により作成するものとする。	【注4】 (オ)(ク)(ケ)	
【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 申請日	〇〇年 月 日() 時から 時まで	【注4】 (オ)(ク)(ケ)
【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 受付場所	〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(直通)	【注4】 (オ)(ク)(ケ)
【(建コンC)(総合C1)(総合C2)】 審査結果通知予定日	〇〇年 月 日()	【注4】 (オ)(ク)(ケ)

入札参加手続等に関する事項	
仕様書等に対する質問及び回答	
受付期間 〇〇年 月 日()から〇〇年 月 日()までの〇日間	
受付方法 実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。	
受付場所 〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇振興局建設部〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(直通) ファクシミリ番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 e-mail 〇〇〇〇@pref.wakayama.lg.jp	
回答予定日 〇〇年 月 日()	
回答の閲覧方法 入札情報システムに掲載する。	

入札等に関する事項	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日() 時 分から 〇〇年 月 日() 時 分まで
入札書等の提出について	
【(建コンB2)】 入札書は、業務費内訳書及び提案様式2を添付のうえ提出しなければならない。	【注4】 (エ)
【(総合B・標準型Ⅱ-A)(総合C1・標準型Ⅱ-A)】 入札書は、業務費内訳書、提案様式2及び4を添付のうえ提出しなければならない。	【注7】 (A)
【(総合B・標準型Ⅱ-B)(総合C1・標準型Ⅱ-B)】 入札書は、業務費内訳書及び提案様式2を添付のうえ提出しなければならない。	【注7】 (B)
【(建コンC)】 入札書は、業務費内訳書、提案様式2及び3(提案様式3に参考資料を添付する場合は参考資料を含む。)を添付のうえ提出しなければならない。	【注4】 (オ)
【(総合C2・標準型Ⅰ-A)】 入札書は、業務費内訳書及び提案様式2から4(提案様式3に参考資料、類似実績資料又はそれら両方の資料を添付する場合はそれらの添付資料を含む。)を添付のうえ提出しなければならない。	【注8】 (A)
【(総合C2・標準型Ⅰ-B)】 入札書は、業務費内訳書、提案様式2及び3(提案様式3に参考資料、類似実績資料又はそれら両方の資料を添付する場合はそれらの添付資料を含む。)を添付のうえ提出しなければならない。	【注8】 (B)
調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者は、低入札要領に基づく低入札価格調査意向確認書を入札書に添付するものとする。	【注1】 (A)
【(建コンB2)】 様式1から11、各様式に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。なお、様式6から8、10及び11については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出することとする。	【注4】 (エ)

【(総合B)(総合C1)】 様式1から12、各様式に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。なお、様式6から9、11及び12については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出すること。	【注4】 (キ)(ク)
【(建コンC)】 様式1から11、各様式に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。なお、様式6から8、10及び11については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出すること。	【注4】 (オ)
【(総合C2)】 様式1から12、各様式に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。なお、様式6から9、11及び12については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出すること。	【注4】 (ケ)
【(建コンC)】 提案様式3に参考資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、参考資料のみ、次の方法により提出すること。(ただし、参考資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。) ・参考資料に表紙を付け、表紙に事業年度・業務番号、業務名称、業務場所、企業名、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載し、持参の上提出すること。 ・提出期間 ○○年○○月○○日()○時○分から○時○分まで ・提出先 ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○(直通)	【注4】 (オ)
【(総合C2)】 提案様式3に参考資料、類似実績資料又はそれら両方の資料を添付する場合で、入札書等の容量が3メガバイトを超える場合は、それらの添付資料のみ、次の方法により提出すること。(ただし、参考資料及び類似実績資料を除く入札書等の容量が3メガバイトを超えることは認めない。) ・参考資料及び類似実績資料に表紙を付け、表紙に事業年度・業務番号、業務名称、業務場所、企業名、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載し、持参の上提出すること。 ・提出期間 ○○年○○月○○日()○時○分から○時○分まで ・提出先 ○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○(直通)	【注4】 (ケ)
開札日において、実施要領第12条第1号から第5号までのいずれにも該当しない者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。	【注9】

開札等に関する事項	
開札日及び開札予定時刻	○○年 月 日() 時 分
開札状況の公表日及び公表予定時刻	○○年 月 日() 時 分
落札予定日	○○年 月 日()
入札結果の公表	落札決定後速やかに。

低入札価格調査に関する事項				
入札書等の提出時に低入札価格調査を受ける意思があるとして低入札価格調査意向確認書を提出した者は、入札情報システム等で公表される入札経過書において、調査基準価格を自ら確認し、自己の入札金額が調査基準価格を下回っている場合には、開札状況の公表日から起算して3日以内(休日等を除く。)に低入札要領に基づく調査様式を提出すること。	【注1】 (A)			
調査様式の提出について				
<table border="1"> <tr> <td>提出方法</td> <td>直接持参の上提出すること。</td> </tr> <tr> <td>提出場所</td> <td>仕様書等に対する質問の受付場所と同じとする。</td> </tr> </table>		提出方法	直接持参の上提出すること。	提出場所
提出方法	直接持参の上提出すること。			
提出場所	仕様書等に対する質問の受付場所と同じとする。			
開札後、低入札調査基準価格を下回っている者には、低入札要領に基づく関係様式の提出を求めるものとする。	【注1】 (B)			

総合評価に関する事項											
総合評価の方法											
価格評価点は、1から入札価格を予定価格で除して得られる数値を減じた数値に100を乗じて得た数値とする。											
技術評価点は、技術評価の得点の合計を技術評価の配点の合計で除して得られる数値に100を乗じて得た数値とする。											
総合評価は、価格評価点と技術評価点を合計して得た数値をもって行う。											
評価項目											
技術提案	<table border="1"> <tr> <td>業務の実施方針</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○○についての提案</td> <td>【注10】</td> </tr> </table>	業務の実施方針		○○○についての提案	【注10】						
業務の実施方針											
○○○についての提案	【注10】										
配置予定技術者・企業の能力	<table border="1"> <tr> <td>配置予定技術者(主任技術者)の保有資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置予定技術者(主任技術者)の継続教育(CPD)の取り組み状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置予定技術者(主任技術者)の同種業務の実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置予定技術者(主任技術者)の業務成績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業の業務成績</td> <td></td> </tr> </table>	配置予定技術者(主任技術者)の保有資格		配置予定技術者(主任技術者)の継続教育(CPD)の取り組み状況		配置予定技術者(主任技術者)の同種業務の実績		配置予定技術者(主任技術者)の業務成績		企業の業務成績	
配置予定技術者(主任技術者)の保有資格											
配置予定技術者(主任技術者)の継続教育(CPD)の取り組み状況											
配置予定技術者(主任技術者)の同種業務の実績											
配置予定技術者(主任技術者)の業務成績											
企業の業務成績											

地域貢献	〇〇〇管内での業務実績
	技術者の居住地
	本店の所在地
	大規模災害時の協定締結
	障害者雇用等への取り組み
評価項目の詳細は技術提案作成要領による。	
技術提案は確実に履行できるものとする。	
技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。	
過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。	
受注者の責で採用された技術提案のとおり履行が成されなかった場合は、業務成績評定の減点対象とする。さらに、契約金額の減額若しくは損害賠償請求を行う場合がある。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、業務成績評定の減点を行うとともに、前述と同様の措置等を課す場合がある。	

契約に関する事項	【注11】
落札決定後、入札公告で示した消費税及び地方消費税の税率と異なる税率が適用される契約については、後日、適用される税率による契約又は契約の後に変更契約を行うこととする。	

注意事項
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。
この公告に関して訂正事項がある場合は、〇〇年 月 日()までに入札情報システムのこの公告案件の添付ファイル一覧に「訂正のお知らせ」として掲載する。

【注1】 予定価格(税抜き)3000万円未満の場合は(A)を、予定価格(税抜き)3000万円以上の場合は(B)を選択して記載する。

【注2】 「総合C1」又は「総合C2」の場合は(B)を、それ以外の場合は(A)を選択して記載する。

【注3】 債務負担の場合に記載する。

【注4】 「建コンB2」の場合は(エ)を、「建コンC」の場合は(オ)を、「総合B」の場合は(キ)を、「総合C1」の場合は(ク)を、「総合C2」の場合は(ケ)を選択して記載する。

【注5】 「建コンB2」で関連部門の設定を行わない場合は(A)を、「建コンB2」で関連部門の設定を行う特殊な業務の場合は(B)を選択して記載する。

【注6】 「建コンC」で関連部門の設定を行わない場合は(A)を、「建コンC」で関連部門の設定を行う特殊な業務の場合は(B)を選択して記載する。

【注7】 「総合B」又は「総合C1」で、「標準型Ⅱ-A」の場合は(A)を、「標準型Ⅱ-B」の場合は(B)を選択して記載する。

【注8】 「総合C2」で、「標準型Ⅰ-A」の場合は(A)を、「標準型Ⅰ-B」の場合は(B)を選択して記載する。

【注9】 予定価格5億円以上で1回目の入札の場合に記載する。

【注10】 「標準型Ⅰ」の場合に記載する。

【注11】 実際の契約において入札公告で示した消費税率と異なる消費税率が適用となる可能性がある場合に記載する。